

2019年度前期授業料減免・分割納入申請について（学部）

2019年度前期授業料減免・分割納入の申請手続き及び納期限は下記のとおりとなります。減免等の申請をされる方は、書類不備や誤記載、申請期限等に留意し申請してください。

1. 申請期間

項目	期間及び申請場所	備考
申請書類受付期間	3月1日（金）～4月10日（水） 午前8時30分～午後5時 大学事務局窓口	<u>受付期間後の申請は一切 受け付けできません。</u>
決定通知及び 授業料納付書送付	4月19日（金）発送予定	保証人へ郵送にて通知

※ 申請受付は土・日・祝日を除きます。

【注意】

減免申請の有無に係わらず、授業料等納付書を4月5日（金）に発送いたします。

減免申請されている方は、4月19日（金）発送予定の減免決定通知が届くまでは授業料等の納付はお待ちください。

決定通知が届く前に授業料等を納付された場合は、減免申請を取り下げたものとして取り扱い、原則として納付された授業料等の還付はいたしません。

2. 納期限

減免・分割の区分	納期限
通常	5月 7日（火）
減免	5月 7日（火）
分割納付1回目	5月 7日（火）
分割納付2回目	5月31日（金）
分割納付3回目	7月 1日（月）

※ 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない場合、理由の如何を問わず学則第34条の規定により「除籍」となります。

3. 減免等の対象及び申請要件

【授業料の減免】

I 対象 2年次生～4年次生

※ 外国留学や傷病等を理由とする休学等の特別な理由がなく、4年の修学年限を超えた者は減免対象となりません。

II 申請の要件

① 下記ア～エのいずれかに該当していること

- ア 天災その他不慮の災害により住宅等に被害を受けたとき
- イ 生活保護法による扶助を受けることとなったとき
- ウ 死亡または6ヶ月以上の期間にわたる疾病等により、家計が著しく困窮したとき
- エ 上記に類する事実があったとき

② ①イ～エについては下記の条件すべてに該当していること

- ◇ 本学の定める家計基準（本文書P4参照）に該当すること
- ◇ 日本学生支援機構等の公的奨学金を受給しており、奨学金を受けてもなお授業料の支払いが困難であること
- ◇ 本学の定める成績基準に該当すること

【授業料の分割納入】（授業料を3回に分割して納入）

I 対象 2年次生～4年次生

II 申請の要件

下記のア～ウのいずれかに該当していること

- ア 不慮の災害、疾病等により、納入期間内に授業料を納入することが困難なとき
- イ 地方税法の規定により市町村民税の均等割のみを納入している者または非課税の者で、納入期間内に授業料を納入することが困難なとき
- ウ その他、やむを得ない特別な理由により、納入期間内に授業料を納入することが困難なとき

4. その他注意事項

- ① 申請書は学生本人が記入し、保証人の署名、捺印（スタンプ印不可）を受けて提出してください。
- ② 申請書類は、学生本人が事務局に持参してください。
- ③ 申請書類は、この通知書に同封してありますので、必要な書類だけを取り出し提出してください。
- ④ 申請書類提出時には、事務局職員がその場で書類確認並びに家計事情等を聞き取りしますので、説明できるように内容を把握しておいてください。
- ⑤ 申請書類提出後、緊急に事情確認や書類の訂正を求めることがあります。必要に応じて連絡しますので、携帯電話、メール等の連絡体制を整えておいてください。
- ⑥ 書類不備等により再提出が必要になることがあります。再提出が申請期限を過ぎた場合は受付しませんので、早めの相談・書類提出を心がけてください。
- ⑦ 減免等が認められない場合もありますので、不明な点は事務局担当に問い合わせてください。

【問合せ】

青森公立大学事務局 教務・学生チーム
TEL 017-764-1654

授業料減免等申請必要書類一覧

【注意】 授業料減免等の申請では、添付された証明書等にマイナンバーが記載されている場合は受付できません。

1 授業料減免等申請書

この通知に様式が綴られています。

※記入方法は別紙記載例参照

2 所得・課税証明書等

※ コピーを提出

- ◇ 役所・役場で発行される、世帯全員分のマイナンバーの記載が無い、「所得課税証明書（平成30年度分（平成29年1月～12月）」（収入・所得、税額が明記されているもの）を提出してください。
- ◇ 本人を含む就学者に係る分の証明書は不要です。
その他の世帯員の方については、専業主婦、無職、年金受給者の方の分も必ず提出してください。
- ◇ 生活保護法による扶助を受けている方は不要です。

3 源泉徴収票または確定申告書

※ コピーを提出

- (1) 給与所得者：平成30年分給与所得の源泉徴収票
 - (2) 営業所得者（商・工・農・林・水産業、その他の事業）：
平成30年分所得税の確定申告書控（全面）とその内訳書（全面）、または市町村民税申告書（全面）とその内訳書（全面）
 - (3) 公的年金受給者（老齢年金、遺族年金、障害年金）：
平成30年分公的年金等源泉徴収票（日本年金機構からのハガキ）
- ◇ 生活保護法による扶助を受けている方は不要です。
 - ◇ 源泉徴収票は、発行されたものを全て提出してください。
ただし、年末調整を行っている場合は、年末調整をした源泉徴収票のみを提出してください。

4 奨学金受給を証明する書類

※ コピーを提出

採用通知書、振込通知書等、奨学金の受給を証明できる書類

ただし、日本学生支援機構、青森市奨学金の受給に関するものは提出不要です。

5 その他、特別な場合に求めるもの（同一世帯に該当者がいる場合）

※ コピーを提出。ただし、別添様式は原本を提出

- (1) 高校・大学・専修学校等に在学中の兄弟姉妹等がいる場合は、「兄弟姉妹等の在学に関する証明書」
※ 別添様式を使用（記載例参照）、兄弟姉妹等が通う学校で証明を受けてください。
- (2) 失業されている方がいる場合は、雇用保険受給者証
- (3) 平成30年1月以降に就職・転職した給与所得者がいる場合は、その方の直近6ヶ月分の給与明細書
- (4) 障害者の方がいる場合には、その方の障害者手帳（氏名、等級等記載箇所をコピー）
- (5) 現在引き続いて6ヶ月を超える長期療養者がいる場合は、療養費を算出できる証明書（領収書等）
※ 複数ある場合は合計額を算出して提出してください。また、通院中の場合も事実を証明できる書類を提出してください。（対象期間：平成30年4月～平成31年3月まで）
- (6) 生活保護法による扶助を受けている世帯である場合は、生活保護受給証明書
- (7) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた場合は、日常生活を営むために必要な資材或いは生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑、店舗等）に被害があつて、将来長期に渡って支出増又は収入減になることを証明できるもの、及び、支出増、収入減の金額を計算したもの
- (8) 天災・災害等により家屋等に被害を受けた場合は、公的機関が発行する「罹災証明」 及び 「住宅・家財等の損失状況申告書（震災・火災等）」 **※ 別添様式を使用（記載例参照）**

<参 考>

授業料等減免の審査においては以下の基準に従い審査をします。

1. 世帯収入に関する減免（本文書 P2「II 申請の要件」①イ～エに該当する世帯）

下記の「家計基準」及び「成績基準」の両方を満たす世帯が減免対象となります。

【家計基準】

- ◇ 生活保護法による扶助を受けている世帯
- ◇ 本学の定める家計基準に該当する世帯（「青森市生活保護基準」に準ずる）
（家計基準の目安）

世帯人数	年間総収入額
3人	330万円程度
4人	380万円程度
5人	460万円程度
6人	520万円程度

- ※ 「年間総収入額」は世帯を構成する方全員の給与収入、事業所得、年金収入、保険収入、退職金等の収入をすべて含みます。
- ※ 表の目安は、父母と子の世帯構成で給与収入の世帯を想定していますが、あくまでも目安であり、世帯構成、収入状況等により家計基準は異なります。

【成績基準】

- ◇ 学生の直近学期のGPA及び累積GPAの状況により判定します。
- ◇ 全額免除においては、単位修得状況についても判定します。
（成績基準の目安）
 - 概ね「青森公立大学成績優秀者表彰規程」の成績優秀賞の基準を満たす者（全額免除の場合）
<「青森公立大学成績優秀者表彰規程」抜粋>
成績優秀賞 1年次、2年次及び3年次のそれぞれの各学期において、標準単位数以上を修得し、かつ、GPAが3.70以上の者で各学年及び各学科の上位のもの又は卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ、累積GPAが3.70以上の者
 - 単位修得状況の基準（全額免除の場合）
 - ・ 1年次生 : 1年次春学期に「標準単位数」を修得していること
 - ・ 2～3年次生 : 直近2学期において「標準単位数」を修得していること
 - ・ 4年次生 : 3年次において修得単位数が34単位以上であること

区 分	標準単位数
1年次	表彰対象学期に開講するすべての必修科目の単位数合計 (他大学等における単位互換科目の単位は含まない)
2、3年次	表彰対象学期に開講する全ての必修科目の単位数を含む20単位以上 (他大学等における単位互換科目の単位は含まない)

2. 天災その他不慮の災害により住宅等に被害を受けたときの減免

（本文書 2P「II 申請の要件」②アに該当する世帯）

- ① 保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く
損害の程度が住宅の価格の10分の6以上のとき . . . 全額減免
- ② 保険金、損害賠償金等により補てんされる金額を除く
損害の程度が住宅の価格の10分の3以上10分の6未満のとき . . . 半額減免